

高濃度PCB廃棄物の処理の歩み（仮）
（検討委員会報告書目次案）

1. はじめに

- 1.1 合成化学物質としてのPCBの有害性とカネミ油症事件
 - ・ PCBの性質と用途
 - ・ PCBの有害性
 - ・ カネミ油症事件の発生と対応
- 1.2 民間主導によるPCBの処理施設立地に向けた取り組み
 - ・ PCB製造事業者等による処理
 - ・ 39戦39敗
- 1.3 処理施設が決まらないことによる保管の長期化とPCB使用機器の紛失

2. PCB特措法の成立から処理体制の整備

- 2.1 PCB特措法の成立、ストックホルム条約への批准
- 2.2 JESCOの設立と全国5か所の処理体制の構築
 - ・ 北九州市への拠点的広域処理施設の立地要請
 - ・ 豊田市、東京都、大阪市、北海道室蘭市を含め5か所の処理施設の立地
- 2.3 PCB基金による補助制度の構築

3. 処理期限の延長、処理の加速化

- 3.1 処理期限の延長
- 3.2 2014年 PCB処理基本計画の変更
 - ・ 高濃度PCB廃棄物の処理期限の延長（事業エリア毎の計画的処理完了期限、事業終了準備期間の設定）
 - ・ JESCO北九州及び室蘭での安定器のプラズマ処理の実施
 - ・ 5事業所間の広域連携による処理促進
- 3.3 PCB特措法改正
 - ・ 行政代執行の規定
 - ・ 処分期間（計画的処理完了期限の1年前）の処分の義務付け
 - ・ 高濃度PCB廃棄物の処理期限の変更及び保管場所変更の制限
 - ・ PCB廃棄物に係る届出様式の変更及び記載欄の追加（所有中機器の「廃棄の見込み」保管中廃棄物の「処分予定年月」や「処理業者との調整状況」の記載欄を追加）
- 3.4 処理促進の取り組み
 - ・ 掘り起こし調査、発見事例集
 - ・ 関係省庁連絡会議、早期処理連絡会、地域ブロック協議会

4. JESCO 事業による確実な処理

- 4.1 事業終了準備期間を活用した処理継続の要請
- 4.2 JESCO北海道事業所への事業エリア拡大の要請
 - ・ 令和6年3月末で処理事業を終了した北九州・大阪・豊田事業エリアの高濃度PCB廃棄物の処理

5. JESCO による高濃度 P C B 廃棄物の処理

5.1 処理技術の開発と実処理への適用

5.2 処理実績、成果

- ・変圧器・コンデンサー等、安定器等・汚染物の処理量、PCB分解量
- ・処理事業に関わるモニタリング結果等
- ・コスト
- ・一般環境中の P C B 濃度のモニタリング結果

5.3 処理施設の解体撤去

6. 低濃度 P C B への対応

6.1 柱上変圧器などの発覚、原因究明WGの開催

6.2 無害化処理認定等による処理体制の構築

6.3 塗膜の処理（10 万 ppm までの処理）

6.4 処理の促進

- ・低濃度 P C B 廃棄物の判定支援
- ・使用中の低濃度 P C B 含有変圧器の高効率タイプへの交換促進
- ・ P C B 廃棄物処理基金を用いた低濃度 P C B 廃棄物の処理費等の支援

7. P C B の全廃に向けて（民間での処理の実現）

- ・無害化処理認定事業者における高濃度 P C B 廃棄物の処理に向けた技術実証

8. おわりに

参考資料

- ・ 検討会委員名簿、設置要綱等
 - P C B 廃棄物処理事業評価検討会 (平成15年5月)
 - 低濃度 P C B 汚染物対策検討委員会 (平成15年12月)
 - 微量 P C B 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会 (平成19年4月)
 - P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 (平成23年10月)
 - P C B 廃棄物早期処理推進ワーキンググループ (平成27年9月)
 - 高濃度 P C B 廃棄物の行政代執行に対する支援に係る検討会 (平成28年3月)

- ・ P C B 廃棄物処理事業関係年表

- ・ とりまとめ方針等
 - 微量 P C B 混入廃電気機器等の処理方策について (平成21年3月)
 - 今後の P C B 廃棄物の適正処理推進について (平成24年8月)
 - P C B 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～ (平成28年2月)
 - P C B 廃棄物の適正処理に向けた更なる処理推進に係る課題への対応方針 (令和3年11月)
 - 今後の P C B 廃棄物等の適正な管理及び処理について (報告書) (令和7年4月)

- ・ 国内の一般環境中の PCB 濃度のモニタリング結果等

- ・ 諸外国の PCB の無害化処理状況、JESCO による支援実績